

令和 6 年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果について

1. 国保財政の仕組み

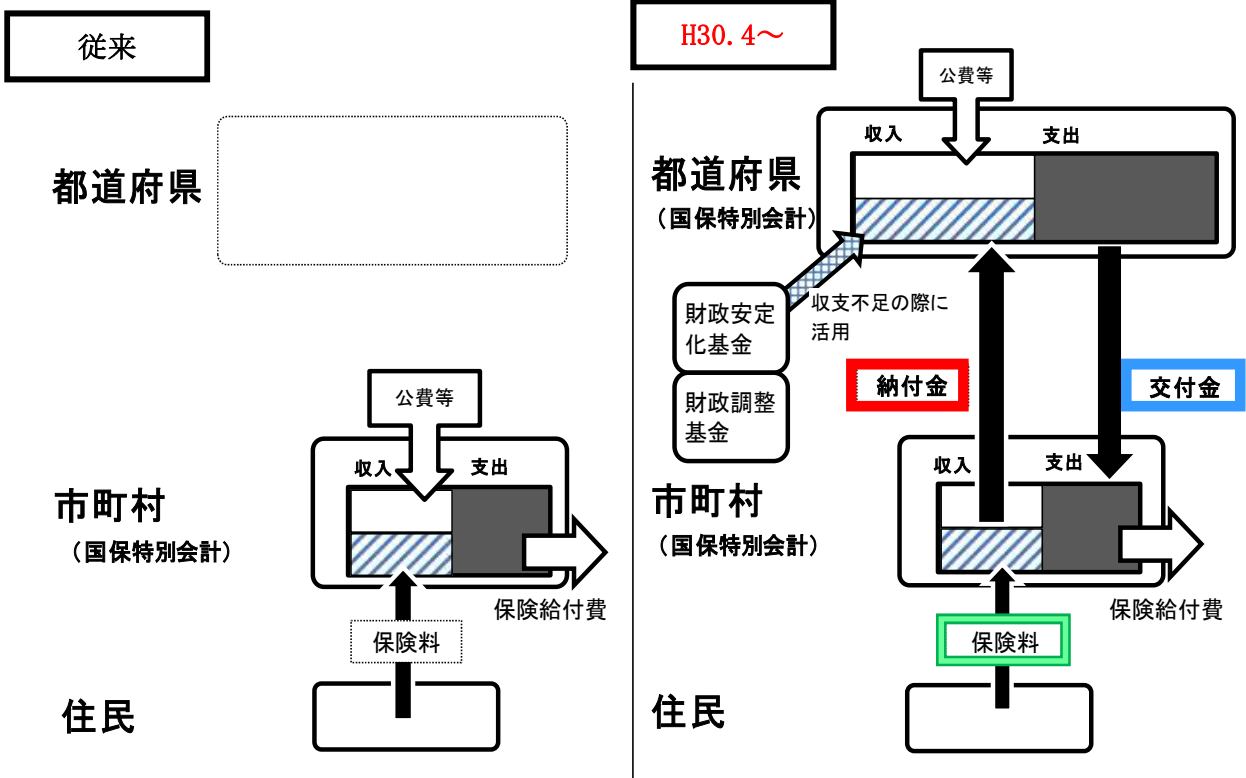
従来、国保の運営は市町村単位で行われてきましたが、財政運営を安定的に行うため、平成 3 0 年 4 月から、県が財政運営を担うこととなりました（国保財政の都道府県化）。

国保財政の都道府県化に伴い、国保事業に要する費用を集めるため、県が「国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」）」を算定し各市町村に納付を求める仕組みとなりました。

県は、納付金のほか国費等の公費を財源として、各市町村に対し「交付金（保険給付費等交付金）」を交付し、各市町村は、県からの交付金を財源として保険給付に要した費用を支出しています。

なお、財政運営は県が担うこととなりましたが、納付金の財源や各市町村で独自に行う事業に係る費用等を賄うため、市町村は引き続き管内の被保険者に対して保険料を賦課・徴収しています。

〔参考〕財政のしくみ（保険給付費の場合）



2. 納付金算定の概要

納付金は使途に応じて次の 3 つで構成されています。

- ・「医療分」 …主に保険給付費等交付金の財源に充てるもの
- ・「後期高齢者支援金分」 …75 歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度への拠出金
- ・「介護納付金分」 …40 歳以上 65 歳未満の被保険者が納める介護保険料

「医療分」の納付金については、来年度の医療費総額から保険給付に要する費用を推計し、この費用に充てる歳入のうち、国費等の公費で賄う部分を除いた額を、納付金で集める総額として算定。この額を各市町村へ医療費や所得の水準等に応じて割り当てます。

また「後期高齢者支援金分」と「介護納付金分」の納付金については、国から示される計算式や係数等により算出します。

3. 「医療分」納付金算定に係る医療費等の推計

「医療分」納付金の算定にあたっては来年度の市町村国保に係る医療費等を推計する必要があります。県では、国から示された方法等に基づき以下のとおり各数値の推計を行いました。

① 令和6年度被保険者数	105,660人 (▲6.4%)
② 令和6年度一人当たり医療費	533,271円 (6.5%)
③ 令和6年度医療費総額 (①×②)	約56,345百万円 (▲0.3%)
④ 令和6年度保険給付費 (③から算出)	約48,437百万円 (▲0.02%)

(※上記はすべて推計値。カッコ内は前年度算定時との増減率。)

<推計結果>

令和5年度中に団塊の世代の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行するため、令和6年度の被保険者数は大きく減少する一方、直近の医療費の状況に加えて、高齢被保険者が多い国保の構造や医療の高度化などの要素を考慮すると、一人当たり医療費は引き続き上昇するものと推計。その結果、保険給付費はほぼ前年度並みの算定結果となりました。

4. 算定結果

(1) 納付金総額

令和6年度の納付金総額の算定結果は次のとおりです。

	納付金額 (百万円)	前年度算定結果との比較	
		増減額 (百万円)	増減率 (%)
医療分	11,441	978	9.3
後期高齢者支援金分	3,718	▲80	▲2.1
介護納付金分	1,100	▲14	▲1.3
合 計	16,258	884	5.8

(※百万円未満四捨五入。端数の都合、医療・後期・介護の合計値と合計欄の値に差がある。)

【医療分の増加理由】

保険給付費に充てる歳入の約半分を占める「前期高齢者交付金」(※)の交付額が、被保険者の減少等により大幅に減少(前年度算定時と比べて約13億円減少)する見込であるため、前年度と比べて納付金で歳入を確保すべき金額が上昇する結果となりました。

※「前期高齢者交付金」

65歳～74歳の前期高齢者が多く加入する保険者は医療費が相対的に多くなることに着目して交付されるもの。国保は前期高齢者の加入率が高いため交付金額が多く、重要な財源となっている。

【後期高齢者支援金分・介護納付金分の減少理由】

被保険者数の減少に伴い、納付金総額は前年度と比較して減少する結果となりました。

(2) 一人当たり保険料収納必要額

保険料収納必要額とは、各市町村の納付金額に市町村の個別事情による歳出入(健康診断等の保健事業費や国や県からの公費など)の推計値を考慮して算出したものあり、これを被保険者数で除したものが一人当たり保険料収納必要額です。

なお、この金額は各市町村が実際に被保険者から収納する保険料(税)の額とは異なります。

令和6年度算定結果(県平均額): 127,421円(対前年度比16.4%増)
→「医療分」の納付金の増加等に伴い、前年度と比較して増加する結果となりました。